

報告第1号

専決処分について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、
つぎのとおり専決したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

- 1 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

令和4年3月4日 提出

琴浦町長 福本まり子

専 決 処 分 書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、
下記事件を別紙のとおり専決する。

記

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行
に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

令和 4 年 2 月 2 2 日

琴 浦 町 長 福 本 ま り 子

令和4年琴浦町条例第1号

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(琴浦町個人情報保護条例の一部改正)

第1条 琴浦町個人情報保護条例(平成16年琴浦町条例第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(適用除外等) 第36条 この条例の規定は、次に掲げる個人情報については、適用しない。 (1) 統計法(平成19年法律第53号)第2条第6項に規定する基幹統計調査及び同条第7項に規定する一般統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報その他の同法第52条に規定する個人情報 (2)及び(3) 略 2及び3 略	(適用除外等) 第36条 この条例の規定は、次に掲げる個人情報については、適用しない。 (1) 統計法(平成19年法律第53号)第2条第6項に規定する基幹統計調査及び同条第7項に規定する一般統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報その他の同法第52条第1項に規定する個人情報 (2)及び(3) 略 2及び3 略

(琴浦町営きらり墓地条例の一部改正)

第2条 琴浦町営きらり墓地条例(平成19年琴浦町条例第22号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
-----	-----

<p>(利用者の資格)</p> <p>第4条 墓地を利用することができる者は、次に該当する者でなければならない。ただし、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)並びに同条第2号に規定する暴力団及び暴力団員の利益につながる活動を行うおそれがあるものを除く。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) きらり町に借地借家法(平成3年法律第90号)第22条第1項に定める定期借地権設定契約を締結した者</p> <p>(3) 略</p>	<p>(利用者の資格)</p> <p>第4条 墓地を利用することができる者は、次に該当する者でなければならない。ただし、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)並びに同条第2号に規定する暴力団及び暴力団員の利益につながる活動を行うおそれがあるものを除く。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) きらり町に借地借家法(平成3年法律第90号)第22条に定める定期借地権設定契約を締結した者</p> <p>(3) 略</p>
--	---

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)第35条の規定の施行の日から施行する。